

令和元年 第13回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和元年7月24日(水)
開会 午後6時30分 閉会 午後7時25分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 服部 智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷 勝行
- 5 書 記 教育総務課主幹 溝口容子
- 6 議 事
 - (1) 議案第60号 京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
 - (2) 議案第61号 京丹後市公民館条例の一部改正について
 - (3) 報告第11号 令和元年度峰山途中ヶ丘公園陸上競技場改修工事請負契約の締結について
- 7 そ の 他
＜教育総務課＞
総合教育会議の日程調整について
8月臨時会の日程調整について
- 8 会 議 録 別添のとおり(全12頁)
- 9 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和元年8月23日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 野 木 三 司

〔招集者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説明者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文

文化財保護課長 新谷勝行

〔書記〕 教育総務課主幹 溝口容子

〈吉岡教育長〉

こんにちは。ただ今から「令和元年第13回京丹後市教育委員会臨時会」を開催致します。

本日は午後から、教科用図書採択地区協議会にお世話になってお疲れのところ引き続きこの教育委員会臨時会にお世話になります。

市では8月1日に臨時議会を予定していきまして、本日提案の議案は急を要するものばかりで、9月議会まで待てないものであり、教育委員会で事前に承認をいただきたく、招集させていただきました。

「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」をはじめ、3議案の審議を予定していますので、どうぞよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

野木委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、議案第60号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第60号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」説明をさせていただきます。

今回の改正は、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等に基づく国の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、所要の改正を行うものです。

今回の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、少子化対策のため、幼児教育における子育て世代の負担軽減を図ることから行われるもので、消費税率引き上げ時の本年10月1日から実施されます。

制度のしくみですが、国は、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳のすべての子どもたちの利用料を無償化します。ただし、実費として徴収することが相当な費用（食材料費、行事費等）は無償化の対象外となります。

また、幼稚園は3歳になった日から、保育所については3歳になった後の最初の4月以降いわゆる3歳児クラスから、無償化することとしています。京丹後市のこども園の1号認定いわゆる幼稚園にあたるものは3歳児クラスからですので、こども園の3歳児クラスから無償化となります。

0歳から2歳児の子どもたちの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化します。

幼稚園の預かり保育や、認可外保育施設等の利用、例えば一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業など、上限額はありますが無償化対象となります。ただし、こちらについては保育の必要性が認定されなければならないということにもなっています。

国の基準通り行くと、今まで保育料の中に含まれていた食材料費が実費負担となるため、現在保育料で減免を受けている家庭では逆に負担が増えることにもなります。今回の国の無償化により、従来受けていた支援が後退することのないように引き続き市独自の支援を行うこととしています。

それでは、まず制度説明の資料をご覧ください。

最初に、今回無償化を行うために、用語が改められています。認可外保育施設等の無償化による新たな給付が行われるため、教育・保育給付に関わる「支給認定」の用語が「教育・保育給付認定」に改められています。その下、「支給認定保護者」が「教育・保育給付認定保護者」、「支給認定子ども」が「教育・保育給付認定子ども」と改められています。

その他にも、新たな定義が必要になってきており、中央の図を見ていただきたいと思います。ピンク色の部分が、今までの1号認定子どもいわゆる幼稚園児にあたります。これを「教育認定子ども」ともいいます。その隣の緑色の部分が、2号認定子どもは満3歳以上の子どもであり、家庭において必要な保育を受けられない子どもでいわゆる保育所の児童にあたります。この緑の部分を今回「満3歳以上保育認定子ども」とも定義をしています。その中でも、黄色い部分にあたるのが「特定満3歳以上保育認定子ども」ということで、3歳になってから次の4月にあたる3歳児のことを、特別に、このように定義づけています。その下の薄いクリーム色の部分が従来の3号認定子どもで、保育所の0歳から2歳の乳幼児のことを表わしています。これを今回、「満3歳未満保育認定子ども」と定義づけています。

先ほども触れましたが、京丹後市のこども園は、3歳児クラスから1号認定子どもがいますので、この図でいいますと、ピンクの範囲が黄色の上のラインで揃ってしまうという形になります。基本的には1号認定子どもと2号認定子どもが混ざった3歳児クラスになるということですので、横に書いてありますように2歳児クラスは3号認定と同じ扱いになるということ、3歳児以上のクラスが無償化の対象という形になります。

次に「副食費の取り扱いについて」です。このページの一番下をご覧ください。今回の無償化では、先ほども言わせていただいたとおり、実費の部分が徴収をするということで、食材費等は改めて徴収をしなければならないという形になります。

左側の現行というところが今の保育料のもらい方で、幼稚園児1号認定については

保育料と保護者に別途副食費の実費をいただいているという状況です。主食費を出しているところはないのですが、主食費もあれば主食費も実費で負担してもらうという形になります。

2号認定、保育所につきましては、保育料の中に副食費、おかず代が含まれているという整理をさせてもらっていました。主食があれば主食費は実費という整理です。0～2歳は食べる量も少ないので、保育料の中に、副食費も主食費も全部入っているという、そういう整理に京丹後市はさせていただいていました。それが、今回国が無償化にあたって新たに実費を徴収するというふうに決めましたので、右の無償化後のように今後は保育料をいただかないといけないという形になります。

保育料そのものは無償化されるのですが、保護者の負担として保育所の3歳児以上も幼稚園の3歳児以上も、幼稚園は今までから副食費の実費をもらっていたのですが、保育所の保護者からも実費はいただく。主食費があればそれをいただく。3号は今までと変わらず、低所得者への減免が広がったという形になっています。

制度の大きな流れとしてはこういった制度改正がありまして、裏面の方をご覧くださいと思います。

現行の京丹後市の保育料、今度は保育料と副食費という形でもらうことになりますので、その図を示しています。保育料と書いてある方が現行の部分で、ピンク色の部分が国の制度によって無償化されている部分、黄色の部分は市が独自で支援している部分、赤字の部分はひとり親世帯で、市が減免をさせてもらっているということが分かるような図にしています。

無償化後はどうなるかと言うと、その右の方を見ていただきたいのですが、今度は保育料と副食費を分けて考えるという考え方になるので、無償化後の3号、3歳未満児については、保育料は今までと基本的には変わりませんが、経済負担のかかる世帯を少し広げたので、第2階層のところは赤で塗りつぶしてありますが、この部分については国の施策の中で無償化になるという部分になります。それ以外については、今と同じ考え方になるということになります。

その下、2号、3号は、先ほどから説明させていただいているように、保育料としては全て無料としますが、実費相当分、おかず代はいただくということで、2号については保育所でおやつも出していますので1月あたり4,600円、1号、幼稚園の方につきましては、おやつ代がないので現状実績の3,600円を徴収するという形になります。赤で塗りつぶしてある部分は、今回の国の制度で新たに無償化の恩恵のある階層になりますし、黄色については市独自の支援、ピンクについては今までから国が

していた支援という形で、色付けで説明をさせていただいています。

以上のことを踏まえたうえで、新旧対照表をご覧ください。

最初に「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」になります。

1 ページの第2条定義のところでは、今回の無償化に当たり、用語を整理したことによる改正をしています。これ以降の条文でも多く用語の置き換えを行っているので、これ以降の用語の置き換えについては説明を省略させていただきます。

2 ページをご覧ください。第3条一般原則のところです。今までは「適切な」という表現がされていましたが、今回の改正で「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」と、国の方がそういう改正をしましたので、それに合わせて市の条例の方も改正をさせていただきます。

3 ページです。第6条の見出しの部分ですが、今までは「利用申込みに対する」とあったのですが、今回の国の方の改正で削られていましたので、同じように改正させていただきます。

次に5ページをご覧ください。第13条は現行の条例では、特別利用保育と特別利用教育について規定をされている括弧書きがあったのですが、特別利用保育というのは先ほど言いました一時預かり事業、これは幼稚園だけなのですがファミリー・サポート・センターや病児保育というもの、これを分けるために削除をしています。教育の部分に特化したという形に整理をさせていただきます。

次に、6ページ第13条の第4項第3号は食材料費の負担に関することを定めており、先ほど説明させていただいた、保育料と食材費を分けてこういうふうに定義しますという部分について、ここで触れています。特に(3)のエの部分が市独自の支援にあたります。

次に19ページをご覧ください。第43条利用者負担額等の受領では、現行では、特別利用地域型保育と特定利用地域型保育を含んでいたもので、大きい括弧書きで説明がたくさん入っていたのですが、それを分けるという形で、整理をさせていただきますので削除し、削除をした部分は21ページの第50条に準用を設けまして、この準用規定でこちらに書かれていた部分を補っているというつくりになっています。

それと、25ページになります。附則の部分がずつつながっていくのですが、第3条の施設型給付費等に関する経過措置というのは、ここで削除という形を取らせていただいています。それ以外につきましては、国の方の運営に関する基準の一部を改

正する内閣府令に合わせた改正という形になっていまして、市が踏み込んでしてある部分については、今入れさせてもらったようなところでカバーをしているという形になっています。

27ページは京丹後市立幼保連携型認定こども園条例になります。

ここの第4条が「支給認定子ども」となっていたのを、用語の定義ということで「教育・保育給付認定子ども」と改めています。

28ページは京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例になります。

この条例も、第2条定義のところ、先ほどと同じように、無償化において、いろいろと細かく区分をしなければならないということで、定義で細かい階層に分けさせていただいているという部分です。

第3条の保育料では、保育料のほかに、食事の提供を受けた場合も保育料として徴収することを明記しています。

第4条の保育料の額では、1号のアで3歳から5歳の保育料の無償、0円とさせていただいていますし、イで食事の提供に要する費用として、教育認定こどもいわゆる幼稚園児は3,600円、満3歳以上保育認定子どもいわゆる保育所の子どもさんは4,600円と定めています。そして、3号の部分については(2)の方で別表に定める額ということで、先ほど見ていただいた部分が34ページの方で別の表で定めているという形になっています。

第11条が31ページに出てくるのですが、罰則ということで、これは食材料費に相当する保育料については、この罰則の規定から除くという括弧書きをここでは入れさせていただいています。

こちらの条例についても、それ以外は国の省令に則った改変ということで、文字の置き換え等がたくさんありますが、全て説明するのは省略させていただきます。

今回の無償化により、その恩恵を受ける子どもは963人というふうに試算していきまして、逆に市が負担する金額は年間で1億7,800万円余りに及びます。これにつきましては、国の方が、初年度は子ども・子育て支援臨時交付金ということで全額みると聞いていますし、2年目以降は地方交付税で国が全額対応すると聞かせていただいています。

いずれの条例も、附則で施行日を令和元年10月1日としています。

以上、よろしくご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第60号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

暫時休憩します。

—休憩中—

<吉岡教育長>

休憩を閉じて再開します。

質疑等あれば、お願い致します。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第60号「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第61号「京丹後市公民館条例の一部改正について」を議題とします。
事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第61号「京丹後市公民館条例の一部改正について」を、ご説明申し上げます。
新旧対象表をご覧いただきたいと思います。

今回の改正は、まず、公共施設見直し計画に基づき、久美浜地域公民館を市役所久美浜庁舎へ移転させるため、久美浜庁舎の位置、久美浜町814番地に改正するものです。

久美浜地域公民館の配置場所は、久美浜庁舎1階、玄関から入って、市民局窓口の奥側となります。

続きまして、丹後地域公民館については、合併前より現行の地番、2624番地になっていましたが、このほど、これが錯誤であることが判明したため、訂正し、正しい地番、2690番地の1に改正をさせていただくものです。

今日まで条例上の位置が錯誤であったことについて、お詫びを申し上げます。

最後に、施行期日は、公布の日からとしています。

なお、本日承認をいただければ、8月1日の市議会8月臨時会に上程し、議会での議決を得られれば、久美浜地域公民館は、8月2日から移転をする予定としております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第61号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

資料の中に公民館の使用料が載っているのですが、これも議案第61号のものですね。

<吉岡教育長>

使用料の改正はないです。

<野木委員>

この前の議会で否決になりましたね。

<吉岡教育長>

なぜ今回これを出すかという説明が抜けているので、その説明をしてもらえませんか。

<引野理事兼生涯学習課長>

補足させていただきます。この公民館条例の一部改正につきましては、6月議会で教育委員会でもご承認いただきまして、使用料の改正と今回の位置の変更と併せて議会の方には提案させていただきました。議会の中では、使用料の部分で賛成が得られませんでしたので、賛成少数ということで否決となりましたので、この位置の変更についても認められなかったということになりまして、今回、この位置の変更だけを再度教育委員会でも承認をいただいて、さらに議会でも再度位置の変更だけを提案させていただくというものです。

説明が抜けていまして、申し訳ありませんでした。

<野木委員>

分かりました。

<吉岡教育長>

他にありませんか。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第61号「京丹後市公民館条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、報告第11号「令和元年度峰山途中ヶ丘公園陸上競技場改修工事請負契約の締結について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

報告第11号「令和元年度峰山途中ヶ丘公園陸上競技場改修工事請負契約の締結について」を説明させていただきます。

本契約の目的は、峰山途中ヶ丘公園陸上競技場、現在の多目的グラウンドを、日本陸上競技連盟第3種公認陸上競技場として認定を受けるための改修工事を行うものです。

契約金額は、3億4,762万3,100円、契約の相手方は、条件付一般入札法方式により落札しました、増田・松栄特定建設工事共同企業体です。

8番のところですが、主な工事内容としては、400mトラック部分及びフィールド

ド競技部分、投てき競技部分を、それぞれ全天候、ゴムチップウレタンなどで舗装するほか、インフィールド及びアウトフィールドを天然芝舗装に、また、障害物・水濠施設や1 / 100秒まで計測できる電気計時、写真判定設備の設置、そのほか関連工事を実施するものです。工期は、令和2年9月30日までの予定です。

なお、参考として、2ページ目に入札顛末書、3ページ目に整備イメージ図を添付しています。こちらの整備イメージ図で、色が塗ってある部分が全面的に改修をする部分ということです。

また、本契約については、8月1日の市議会8月臨時会で上程し、議決が得られたのち、契約締結する運びとなります。

以上、報告第11号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

<吉岡教育長>

報告第11号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願いしたいと思います。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第13回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

<閉会 午後7時25分>

[8月定例会 令和元年 8月 2日 (水) 午後5時00分から]

[8月臨時会 令和元年 8月20日 (火) 午前9時30分から]

[8月臨時会 令和元年 8月27日 (火) 午後1時30分から]